

## 生産振興に係る事業

### 水田活用の直接支払交付金

#### 1 戦略作物助成

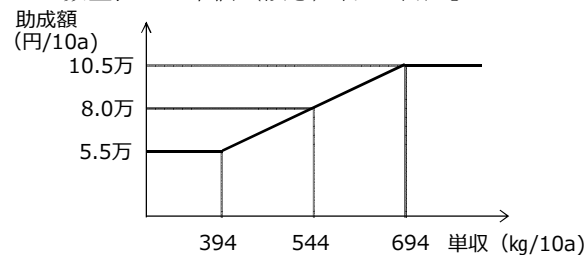
水田のフル活用を推進し、食料自給率の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆等の作付を支援する。

対象者：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農  
(単価は10a当たり)

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円

#### <飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>

- 数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認が条件
- 宇都宮市の非主食用米の基準単収：544kg/10a※
- 数量払いの単価(傾き)約167円/kg



※ 非主食用米の基準単収は主食用米(538kg/10a)とは別に定められている。

#### 2 産地交付金

地域の作物振興の指針となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組みを支援する。

(1) 国から配分される資金枠の範囲内で、  
県や市再生協議会が助成内容を設定 (単価は10a当たり)

区分	対象作物	交付単価 ※1
県	露地野菜※2	新規分(担い手) 32,000円 既存分(担い手) 9,600円
	【新規】飼料用米・米粉用米・新市場開拓米	1,000円
市	飼料用米等生産性向上	3,800円
	麦・大豆の生産性向上(担い手)	2,600円
	【新規】麦・大豆(組織加算)	1,000円
	麦・大豆・飼料作物の団地化	17,000円
	二毛作助成	13,700円
	耕畜連携助成(わら利用、資源循環)	11,900円

※1 交付単価は、配分額に基づき、単価を調整します。

※2 「露地野菜」

加工用トマト、なす、ねぎ、たまねぎ、レタス、さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、はくさい、だいこん、スイートコーン、うど、えだまめ、キャベツ、ブロッコリー、にんじん、かんしょ、ズッキーニの18種(担い手)：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

※ 水田活用直接支払交付金の交付対象外農地

- 水田機能を喪失した農地
  - 所要の用水を供給しうる設備を有していない。
  - 土地改良区内において賦課金が支払われていない。
- 作物作付が3年連続して行われておらず、翌年度も作付けされない水田

(2) 各取組に対する追加配分 (単価は10a当たり)

対象	取組内容	追加交付単価
飼料用米 米粉用米	複数年契約(3年以上)	12,000円
そば なたね	作付の取組(基幹作のみ)	20,000円
新市場開拓米 ※3	国内外の新市場開拓	20,000円
水田の畑地化 ※4	主食用米等からの転作	175,000円

※3 「新市場開拓米」

・輸出用として契約栽培する米穀

※4 「水田の畑地化」

- 令和2年度において主食用米、戦略作物、産地交付金対象作物が作付された農地であること。
- 令和3年度以降、5年間は「販売を目的とした作物」を作付すること。
- 交付対象農地を含め、概ね5ha以上の団地化された畑地が形成されること(複数人での取組も対象)。

#### (3) 地域の取組に応じた加算

##### ①高収益作物等拡大加算【拡充】

市内全体の主食用米の面積が令和2年度より減少し、高収益作物等※5の面積が拡大した場合に、市農業再生協議会に拡大した面積に応じ10a当たり3.5万円が配分される。配分があった場合、配分額に応じ露地野菜を対象に交付

##### 【交付対象】

対象者：県産露地野菜(基幹作物)18品目の作付面積が拡大した農業者

対象作物・面積：県産露地野菜(基幹作物)18品目の拡大面積

##### ②転換作物拡大加算

市内全体で主食用米の面積が令和2年度より減少し、転換作物 ※6の面積が拡大した場合に、市農業再生協議会に拡大した面積に応じ10a当たり1.5万円が配分される。配分があった場合、配分額に応じ転換作物を対象に交付します。

##### 【交付対象】

対象者：転換作物(基幹作物)の面積が拡大した農業者  
対象作物・面積：転換作物(基幹作物)※6の拡大面積

※5 「高収益作物等」(基幹作物)

・県産露地野菜18品目、新市場開拓米、加工用米、飼料用とうもろこし

※6 「転換作物」(基幹作物)

・戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、飼料用米、米粉用米、加工用米) そば、なたね、新市場開拓米、県産露地野菜18品目

#### (4) 作付転換拡大助成【新規】

主食用米から飼料用米等に転換拡大した場合に、10a当たり5,000円(県：2,500円、国：2,500円)を交付

##### 【交付対象】(いずれも基幹作物)

対象作物：飼料用米、米粉用米、新市場開拓米、麦、大豆

### 経営所得安定対策

#### 1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

麦、大豆、そば等を生産する農業者に対し、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する。

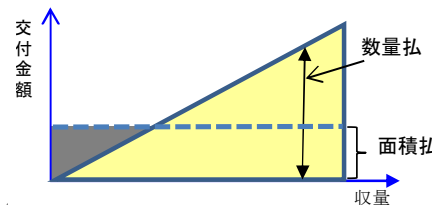
対象者 認定農業者・集落営農・認定新規就農者

##### (1) 数量払(品質区分に応じて増減)

対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg
二条大麦	6,780円/50kg
六条大麦	5,660円/50kg
大豆	9,930円/60kg
そば	13,170円/45kg
なたね	8,000円/60kg

※ 小麦の平均交付金額は、パン・中華めん用品種(+2,300円/60kg)を含む単価

##### <数量払と面積払のイメージ>



##### (2) 面積払(当年産の作付面積に応じて交付)

20,000円/10a  
(そばについては、13,000円/10a)

※ 「面積払」(先払)で支払われた金額は、数量払の支払時に差し引かれる。

#### 2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

対象作物を生産する農業者に対し、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する。

対象者 認定農業者・集落営農・認定新規就農者

※ 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填する。(補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担)

##### 対象作物

米、麦、大豆、てん菜、  
てん粉原料用ばれいしょ  
※令和2年産から備蓄米も対象

## 人・農地に係る事業

### 機構集積協力金交付事業

#### 1 地域集積協力金

##### (1) 集積・集約化タイプ

農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付 (機構の活用率)

2割超4割以下：1.0万円/10a,  
4割超7割以下：1.6万円/10a,  
7割超：2.2万円/10a)

##### (2) 集約化タイプ

農地中間管理機構を活用し、担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域に交付

(機構の活用率) 4割超7割以下：0.5万円/10a,  
7割超：1.0万円/10a)

#### 2 経営転換協力金

経営転換やリタイアなどをきっかけに、農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手へ農地集積・集約に協力した農業者に交付

(1.5万円/10a(上限額：50万円/1戸))

#### 3 農地整備・集約協力金

農地耕作改善事業に取り組む場合の農業者負担を低減するため、事業対象農地面積における担い手の農地集約率に応じて交付金を交付

(目標年度における担い手の農地集約率) 8割以上：整備費の5.0%  
9割以上：整備費の8.5%  
10割：整備費の12.5%)

### 農業経営法人化支援事業

栃木県担い手育成総合支援協議会が実施する農業経営者サポート事業等の経営診断・相談を活用し、集落営農の法人化や複数経営の法人化、法人同士の統合等に取り組む場合に交付

※定額25万円/1組織

### 遊休農地解消支援事業(県費)

荒廃程度が高い荒廃農地再生作業を実施した農業者に交付  
(再生作業 定額3万円/10a)